

LPGAクラブカード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が一般社団法人日本女子プロゴルフ協会(以下「LPGA」という)と提携して発行するクレジットカードを「LPGAクラブカード」(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

LPGAが運営するLPGAのファンクラブである『LPGAクラブ』(以下「クラブ」という)の会員であるお客様が、本特約とUCカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が入会を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾をした日に成立するものとします。

第3条(クラブ会費等)

会員は、クラブの年会費等のクラブ会費及びこれに課せられる消費税等を、本カードの決済口座を通じてお支払いいただきます。この場合、支払方法は1回払いのみとします。

第4条(会員資格の喪失)

UCカード規約第10条(退会及びカードの利用停止と返却)に以下の事項を追加いたします。

- 2.(ワ)会員がクラブの会員資格を取り消されたとき。
- 4.会員が本カードの会員資格を取り消された場合は、クラブ会員資格も取り消されるものとします。

第5条(カード規約)

本カードについては、UCカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第6条(特約の変更)

UCカード規約第19条(規約の改定並びに承認)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、UCカード規約第19条(規約の改定並びに承認)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

LPGAクラブ会則

第1条(名称)

本会の名称は、「LPGAクラブ」と称します。なお、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会(以下「LPGA」という)がLPGA事務局を設置し運営にあたります。

第2条(会員)

本会は、LPGAを応援する方を対象とし、本会則を承認のうえ入会申込をした方のうちLPGAが認めた方で株式会社クレディセゾンが発行する「LPGAクラブカード」の発行を受けられた方を会員とします。

第3条(目的)

本会を通じ、様々な特典や優待を提供することにより、LPGAクラブ会員のゴルフライフを応援し、LPGAを応援していただくLPGAファンクラブの組織化を目的とします。

第4条(会費)

会員は、年会費を所定の方法により本会にお支払いいただきます。なお、一旦お支払いいただいた年会費はお返しできません。

第5条(会員証)

「LPGAクラブカード」をもって本会の会員証とします。一部特典は会員証の提示が必要となりますので大切に保管下さい。

第6条(退会)

会員はLPGAクラブ事務局に「LPGAクラブ」退会届を提出することにより退会することができます。

第7条(会員資格の喪失)

本会は、会員が以下のいずれかに触れたとき、当該会員の同意を必要とせず、通知または催告なく当該会員の資格を停止することができます。

- ①「LPGAクラブカード」の会員資格を喪失した場合
- ②年会費のお支払いがない場合
- ③本会の活動、目的の妨げとなる行為等があった場合
- ④本会則に違反したとき。
- ⑤本会の名誉を毀損し、また本会の秩序を乱したとき。
- ⑥刑事罰に処せられ、また処せられたことが判明したとき。
- ⑦暴力団その他反社会的と認められる団体に所属、または関与していることが判明したとき。
- ⑧上記⑥⑦に該当する者を同伴または紹介し、サービスを利用したとき。
- ⑨上記各項のほか、処分を適当とする行為があったとき。

第8条(個人情報の収集・利用・提供及び登録に関する同意)

(1)会員はお申込み時にご記入いただく、氏名、郵便番号、住所、性別、年齢、電話番号等の属性情報(以下総称して「個人情報」という)について、LPGA事務局での収集・利用・提供及び登録に関し、以下の内容に同意していただきます。

- ・LPGAクラブ事務局が会員に宣伝物送付等の営業のご案内及びアンケート(電子メール・電話含む)等を行うために会員の個人情報を収集・利用・登録すること。

(2)LPGAは会員の個人情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し、会員のプライバシー保護に配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるものとします。